

(5) 第十四条による除名処分。

第十三条 この会には、年一回学術大会を主宰するために会長を一名おく。

1 この会は学術大会を毎年一回開催し、学術集会は隨時開催する。

2 会長は、理事会の推薦により、通常総会毎に理事長が委嘱する。

3 会長の主宰する学術大会は、この会の通常総会と同時点で開催することを原則とするがやむを得ない事情のある場合は評議員会または総会の承認を得て変更することができる。

4 会長の任期は、学術大会を議決した通常総会の翌日から次の学術大会を終了するときまでとする。

5 会長は必要に応じ理事会に出席しこれと密接な連絡のもとに計上予算を勘案して企画運営する。

6 会長に事故あるとき、または欠けたときは新たに会長を委嘱するまで理事長がその職務を代行する。

7 会長は、学術大会関係事務を委嘱するために、会員のうちから学会委員若干名を選任することができる。

8 学術集会は、隨時理事長主宰のもとに開くことができる。

文部省科学研究費学術定期刊行物補助金を受ける

本誌は昨年度にひきつづき文部省の科学研究費補助金〔研究成績公開促進費〕の交付を受けて刊行している。

『日本医史学雑誌』投稿規定

一 投稿資格

原則として本会会員とし、内容は他誌に未発表のものに限る。

二 原稿の採否

原稿の審査は編集委員会の委嘱した審査委員が行い、採否および区分（原著・総説・研究ノート・資料・書評等）は編集委員会で決定する。

三 索引要項

a 原稿は二〇〇字または四〇〇字詰め原稿用紙に縦書きのこと。

b 原著・総説・研究ノートの場合には、和文の表題、著者名のつぎに欧文表題、ローマ字著者名を記し、原稿に

おいては欧文抄録（二〇〇～二〇〇語）を添えること。
難字は欄外にもかい書で別記すること。

c 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の個所にその原綴り、またはローマ字転写を示すことが望ましい。

d e 論文の末尾に著者の所属または連絡先を記載すること。
f 図表は明瞭に書き、挿入位置を原稿中に明示すること。
g 写真は原則として白黒の紙焼きとし、挿入位置を原稿番号、天地を明記すること。

h 欧文論文はダブルスペース（一行おき）でタイプし、

イタリック、ゴシック、ギリシャ文字等は必ず朱筆で指定すること。

i 文献と註は通し番号(一)、(二)……を用い、原稿の最後にまとめて記載すること。

四 投稿

原稿は原則として返却しない。投稿に際し、著者はあらかじめコピーを二部作成し、一部は著者の手元におき、一部はオリジナル原稿に添付すること。

五 校正

a 著者校正は原則として、原著・総説・研究ノート・資料を対象とし、初校のみとする。

b 原稿は著者に返却しないため、手もとコピーにて校正すること。

c 校正は字句訂正の範囲に留めること。

d 校正刷りの返却期日を厳守すること。

六 著者負担

a 表題、著者名、本文（図表を除く）で五印刷ページ（四〇〇字詰め原稿用紙で約一二枚）は原則として無料とし、それを越えた分は著者の実費負担とする。
b 図表製版の実費は著者負担とする。

七 別刷

a 別刷は五〇部単位で実費にて作成する。
b 別刷希望者は原稿第一ページの上方に部数を朱書すること。

八 原稿の送り先

〒一一三 東京都文京区本郷二丁目一一一

順天堂大学医学部医史学研究室内
日本医史学雑誌編集委員会

編集委員 大村敏郎、藏方宏昌、小曾戸洋、松下正明、三輪卓爾、

矢部一郎

編集顧問 J・B・プランナン

編集事務 鈴木滋子、増渕和代